平成２２年（フ）第８７７号
愛知県知立市昭和３丁目１番地１　知立団地32棟404号
債務者　山脇　　明
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月16日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
愛知県豊田市青木町５丁目57番地９　ロジュマン青木Ｂ―201号
債務者　佐々木芽衣（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３６７４号
東京都葛飾区西亀有２丁目28―８―302
債務者　伊東めぐみ
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６９１号
神奈川県横浜市都筑区川和台14―20　稲毛方
債務者　溝井　正美
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６９２号
東京都足立区古千谷本町２丁目４―27―102
債務者　原口　　顕
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６９３号
東京都板橋区小茂根３丁目５―24―401
債務者　小野塚秀樹
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６９４号
東京都板橋区小茂根３丁目５―24―401
債務者　小野塚秀美
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７１４号
東京都板橋区三園１丁目51―４　プラザ・ドゥ・マリーＡ棟106
債務者　鈴木　健一
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７２３号
千葉県野田市東金野井943―２
債務者　北口　鈴子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５３号
東京都八王子市台町３丁目13番16号スカイコート八王子２　302号室
債務者　木部　智樹
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０９号
静岡市葵区長沼２丁目１番10号　サニーハイツ野中101号
債務者　古市恵理子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１号
青森県五所川原市字一ツ谷527番地19
債務者　仙庭　徹治
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
青森県つがる市森田町床舞玉水19番地
債務者　佐藤　秀人
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月７日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
青森県五所川原市字下平井町159番地
債務者　成田　直子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
石川県加賀市白鳥町198番地
債務者　高浜　利行
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月２日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第７３号
静岡市駿河区青木361番地の２
債務者　杉山　明美
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部